

4月16日（水） 法務委員会 質問事項

衆議院議員 隅 猛

1. 社外取締役の設置について

- ① 4月11日の法務委員会において、奥野法務副大臣は、「本当に今のこの会社法でいいのかというと、私は反対しますよと言ってあります」旨答弁していたが、これはどのような趣旨か？【奥野法務副大臣】
- ② 自由民主党が平成25年6月20日に公表した「J-ファイル2013」では、「上場会社における複数独立取締役選任義務の明確化」を行う旨記載されているが、改正法案では社外取締役の選任義務付けをしていない理由は何か？
【谷垣法務大臣】
- ③ 社外取締役の選任を義務付けなかった理由としてコンセンサスが得られなかったという説明がされているが、会社法制の見直しに関する中間試案をパブリック・コメントの手続に付した際には、義務付けに賛成する意見が多く寄せられており、民主党が提出した修正案では義務付けをする対象となる株式会社を限定していることからしても、コンセンサスが得られやすいのではないか？
【谷垣法務大臣】
- ④ 株式会社の規模や状況によっては、一律に社外取締役の選任を義務付けるのが適切ではない場合もあるとの意見があるが、発展途上の株式会社であればあるほど十分なガバナンスが行われていることが重要であり、むしろこのような株式会社にこそ社外取締役の選任を義務付けるべきではないか？【谷垣法務大臣】
- ⑤ 社外取締役となる人材を確保することが困難であるので社外取締役の選任を義務付けるべきではないとの意見があるが、監査役設置会社であれば2名以上の社外監査役を確保することはできているはずであり、社外取締役の人材確保が困難であるとはいえないのではないか？【谷垣法務大臣】

- ⑥ 4月11日の法務委員会において、民事局長は、「社外監査役が2人いるということを説明するだけでは、社外取締役を置くことが必要でない理由の説明にすぎませんで、相当でないというところまでの説明になつていません。」との答弁をしていたが、「相当でない」というのは、社外取締役が必要でないというだけでは不十分であり、社外取締役を置くことが会社にとってデメリットとなるという趣旨か？【法務省民事局長】
- ⑦ 「社外取締役を置くことが相当でない理由」とは、具体的にはどのような内容を想定しているか？【谷垣法務大臣】
- ⑧ 社外取締役を置くことが相当でない理由を株主総会で説明せず、株主総会参考書類にも記載しなかつた場合には、総会決議の取消事由にもなり得ることだが、法的安定性を欠き、このような事態を避けるためにも、端的に社外取締役の選任を義務付けるべきではないか？【谷垣法務大臣】
- ⑨ 平成17年12月27日に閣議決定された「第2次男女共同参画基本計画」では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30パーセント程度になるよう期待する。」とされているが、社外取締役の選任を義務付けることとすれば、女性が社外取締役となることも増えるため、結果として女性の社会進出にもつながり、そのためにも社外取締役の選任を義務付けるべきではないか？【谷垣法務大臣】

2. 株式会社の社会貢献について

- ① 租税特別措置法第40条第1項後段の国税庁長官の1年間の承認件数、そのうちの株式の寄附に係る承認件数、及び、その時価評価の合計額は？【葉梨財務大臣政務官】
- ② 株式の寄附を行った場合、承認要件である公益目的事業の用に直接供さなければならぬことの判断基準は？【葉梨財務大臣政務官】

- ③ 東日本大震災の仮設住宅の見まわり事業を行う法人について、承認要件の一つである公益の増進に著しく寄与することを判定するにあたって、公益目的事業の規模の判定の具体的目安は？【葉梨財務大臣政務官】
- ④ 公益目的事業規模の判定基準が明確ではないことから、ガイドライン等を作つて明確に示すべきではないか。【葉梨財務大臣政務官】
- ⑤ 株式会社が、公益法人を支援するために、その株式会社が自社株を公益法人に保有させるためにはどのような手続が必要か？【法務省民事局長】
- ⑥ 株式会社がその自己株式の処分を行い、公益法人がその株式を保有することとなった場合において、株式会社の取締役が善管注意義務違反又は忠実義務違反を問われることはある得るか？【法務省民事局長】
- ⑦ 会社が社会貢献をすることを促進するという観点から会社法の見直しをすることも必要ではないか？【谷垣法務大臣】

3. 少数株主のキャッシュ・アウトについて

- ① 特別支配株主は、株式等売渡請求を撤回することができることとしているが、特別支配株主が濫用的な撤回を行う場合には、売渡株主等はどのように保護されるか？【法務省民事局長】
- ② 特別支配株主は、売渡株式等の売買価格の決定があるまでは、売渡株式等に対し、公正な売買価格と認める額を支払うことができることとしているが、これを義務化し、公正な売買価格と認める額を支払わなければならないこととすべきではないか？【法務省民事局長】
- ③ 株式等売渡請求における取得日は、株式等売渡請求をした日から2箇月以内の日にしなければならないとすべきではないか？【法務省民事局長】

以上